

発議第 3 号

太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について

太宰府市議会会議規則（昭和 5 7 年議会規則第 1 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、別案のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹 様

提出者 議会運営委員会

委員長 長 谷 川 公 成

賛成者 議会運営委員会委員 船 越 隆 之

〃 小 畠 真 由 美

〃 陶 山 良 尚

〃 徳 永 洋 介

〃 木 村 彰 人

理 由

常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運営上の支障となり得る条文の整理、また現在の社会情勢に照らし改正が適当と判断するものについて見直しを図るため。

太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則

〔 令和 年 月 日 〕
〔 議会規則 第 号 〕

太宰府市議会会議規則（昭和 57 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 6 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 8 条第 2 項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第 13 条及び第 16 条中「そなえ」を「備え」に改める。

第 17 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 18 条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 18 条第 2 項及び第 3 項中「承認」を「許可」に改める。

第 19 条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第 20 条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 22 条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第 23 条第 1 項中「終った」を「終わった」に改め、同条第 2 項中「終らない」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第 25 条中「投票」を「選挙」に改める。

第 26 条中「（選挙の宣告）」を削る。

第 28 条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第 29 条第 1 項中「終った」を「終わった」に改める。

第 30 条第 3 項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 34 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 36 条第 1 項中「聞き」を「聴き」に改め、同条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 37 条中「まって」を「待って」に改める。

第 38 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 41 条中「終った」を「終わった」に改める。

第 43 条第 2 項中「終らなかった」を「終わらなかった」に改め、「（付議事件を議題とする時期）」を削り、「会議」を「議会」に改める。

第 44 条第 2 項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第 49 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 50 条第 4 項中「当って」を「当たって」に改める。

第 51 条第 1 項中「すべて」を「全て」に、「終った」を「終わった」に改める。

第 53 条中「終った」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第 54 条第 1 項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第 55 条中「こえる」を「超える」に改める。

第 56 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 58 条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第 59 条第 1 項中「終った」を「終わった」に改め、同条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 62 条第 2 項中「はからなければならない」を「諮らなければならない」に改める。

第 63 条中「（質疑の回数）」、「（発言時間の制限）」及び「（質疑又は討論の終結）」を削る。

第 64 条中「又は議会」を「、又は議長」に改める。

第 65 条中「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第 66 条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第 69 条第 1 項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第 2 項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第 70 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 73 条中「（議場の出入口閉鎖）」、「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」、「（投票）」、「（投票の終了）」及び「（開票及び投票の効力）」を削り、「第 31 条（選挙結果の報告）第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改め、「（選挙関係書類の保存）」を削る。

第 75 条中「はかる」を「諮る」に、「可否」を「可決」に改め、同条ただし書中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第 76 条第 1 項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条第 2 項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第 3 項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第 79 条第 1 項中「（公述人」という。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第 84 条中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

第 85 条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第 87 条において同じ。）による提供を含む。）」を削る。

第 86 条中「（発言の取消し又は訂正）」を削る。

第 87 条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第 95 条ただし書及び第 98 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 99 条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第 109 条中「終った」を「終わった」に改める。

第 113 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 115 条第 1 項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第 116 条第 1 項中「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第 2 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第 117 条中「終った」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第 118 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 120 条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第 121 条第 1 項中「終った」を「終わった」に改め、同条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 123 条中「又は」を「、又は」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（答弁書の配布）

第 123 条の 2 市長その他の機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第 124 条第 6 項中「はかり」を「諮り」に改める。

第 125 条中「第 1 章第 4 節」を「、前章第 4 節」に改める。

第 126 条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第 129 条第 1 項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第 2 項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第 130 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 133 条中「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」、「（投票）」、「（投票の終了）」及び「（開票及び投票の効力）」を削り、「第 31 条（選挙結果の報告）第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改める。

第 135 条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第 136 条第 1 項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかって」を「諮って」に改め、同条第 2 項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第 137 条第 2 項中「、法人の名称」を「並びに法人の名称」に改め、同条第 5 項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 139 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第 139 条第 2 項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第 139 条第 3 項中「ことができる」を削る。

第 141 条第 1 項中「意見を付け、」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第 143 条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第 144 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 147 条中「第 36 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 3 項」を「第 36 条第 3 項」に改める。

第 148 条を次のように改める。

（決定の通知）

第 148 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める

第 150 条中「外とう、えり巻、つえ、かさの類」を「コート、マフラー、傘の類」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第 155 条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第 156 条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 158 条第 2 項ただし書中「第 48 条（秘密の保持）第 2 項又は第 112 条（秘密の保持）第 2 項」を「第 48 条第 2 項又は第 112 条第 2 項」に改める。

第 159 条中「第 36 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 3 項」を「第 36 条第 3 項」に、「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（代理弁明）

第 159 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第 161 条中「こえる」を「超える」に改める。

第 165 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。